

佐賀県告示第 56 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 28 年 2 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
おおつぼ内科医院	神崎市神埼町本堀 3199 番地 1	平成 27 年 9 月 24 日
医療法人ひらまつ病院	小城市小城町 1000 番地 1	平成 27 年 9 月 1 日
ホワイトパール歯科医院	杵島郡江北町大字山口 1355 番地 6	平成 27 年 9 月 1 日
ヘルシー武雄薬局	武雄市武雄町大字昭和 8 番地 8	平成 27 年 10 月 1 日
さかえまち整形外科	佐賀市栄町 2 番 8 号 J A 佐賀市中央ビル 2 階・6 階	平成 27 年 10 月 22 日
こいけクリニック	佐賀市兵庫北二丁目 19 番 12 号	平成 27 年 10 月 1 日
ひらまつクリニック	小城市小城町 815 番地 1	平成 27 年 9 月 1 日
にった眼科医院	嬉野市嬉野町大字下宿字鷹ノ巣乙 1201 番地 1	平成 27 年 9 月 1 日